
低濃度PCB廃棄物等の発見事例集

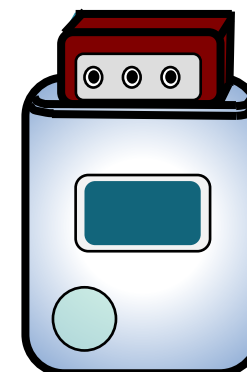
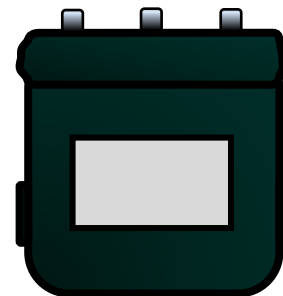
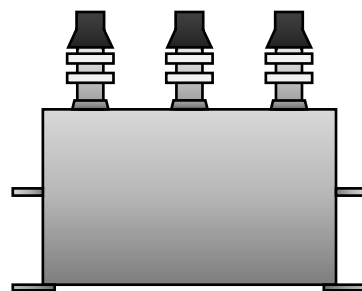
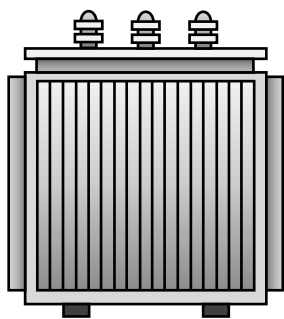
令和8年3月26日





廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

低濃度PCB廃棄物が発見された主な事例

主な事例	掲載数
1. 受電設備での発見事例	4
2. 配電盤・動力盤に設置されていた低圧コンデンサーの発見事例	3
3. 機器・装置に内蔵されたコンデンサー等が発見された事例	7
4. その他の発見事例	2



1. 受電設備での発見事例

No.	発見経緯	写真
<p>1</p> <p>新規</p>	<p>場所：事業者場内 対象：キュービクル内の遮断器</p> <p>低濃度疑いの電気機器数台を保管中との届け出がある、現在は使用されていないキュービクルの現況を確認するため全扉を開放したところ、当該遮断器が発見された。 ※保管中（分析指導中）</p>	 <p>発見された遮断器</p>
<p>2</p> <p>新規</p>	<p>場所：事業者場内 対象：キュービクル内の高圧進相コンデンサー</p> <p>現地調査時に「他の事業場で自家用電気工作物はないか」と聞き取りし、倉庫として使用している場所にキュービクルがあるとのことで確認したところ発見。メーカーに問い合わせたところ、低濃度PCB含有の疑いがあるとのことであった。 ※分析試験の結果PCB非含有品であると判明。</p>	 <p>高圧コンデンサーが発見されたキュービクル</p>

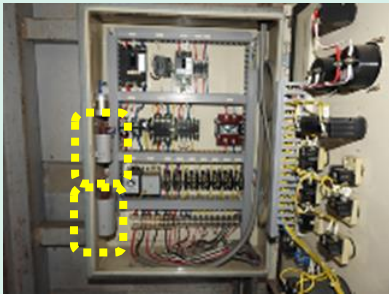


1. 受電設備での発見事例

No.	発見経緯	写真
3	<p>場所：事業者場内 対象：キュービクル内の変圧器</p> <p>場内調査により2台の変圧器を発見した。製造年から高濃度PCB使用機器ではないと判断されたが、低濃度PCB含有を否定できなかったため、絶縁油を採取し分析をしたところ、低濃度PCBに該当することが判明した。</p> <p>※無害化处理認定施設での処分が完了。</p>	<p>写真</p> <p>分析のため絶縁油を採油</p> <p>古いキュービクルに保管された変圧器</p>
4 新規	<p>場所：事業者場内 対象：電気室内の高圧コンデンサー</p> <p>変圧器を調査したところ、電路から外れ放置されていた高圧コンデンサーを発見した。製造年から高濃度PCB使用機器ではないと判断されたが、絶縁油の分析により低濃度PCBに該当することが判明した。</p> <p>※無害化处理認定施設での処分が完了。</p>	<p>発見された高圧コンデンサー</p>

●留意点●

古いキュービクルや電気室にはPCB含有疑いの受電設備（変圧器・コンデンサー等）が残置されている可能性がある。普段から人の立ち入りの無い設備は特に注意が必要である。

2. 配電盤・動力盤に設置されていた低圧コンデンサーの発見事例

No.	発見経緯	写真
1 新規	<p>場所：事業者場内 対象：機器操作盤内の低圧進相コンデンサー</p> <p>現地調査で発見。メーカーHPの情報をもとにPCB含有の有無を調べたところ、低濃度PCB含有疑いの機器であることが分かった。 ※PCB特措法に基づく届出済み（令和8年度処分予定）</p>	 <p>発見された低圧進相コンデンサー</p>
2	<p>場所：廃ホテル 対象：分電盤内の低圧進相コンデンサー</p> <p>立入調査で発見。廃業メーカーのコンデンサーであり、日本電機工業会で示されている見解から、高濃度ではないが低濃度含有の疑いがあると判断した。 ※分析はせず低濃度PCBとみなして無害化処理認定施設での処分が完了。</p>	 <p>発見された低圧進相コンデンサー</p>
3 新規	<p>場所：解体工事現場 対象：低圧進相コンデンサー</p> <p>解体工事に伴い、配線の撤去工事を請け負った電気工事業者から、柱に下がっている低圧コンデンサーを数台発見したとの連絡があった。 電気工事業者が銘板を確認したところ低濃度PCB含有疑いの機器であることが分かった。 ※分析はせず低濃度PCBとみなして無害化処理認定施設での処分が完了。</p>	 <p>発見された低圧進相コンデンサー</p>

●留意点●

古い工場や作業場、廃ホテルの配電盤や動力盤等には低圧コンデンサー等の低濃度PCB疑いの機器が残されている可能性がある。

3. 機器・装置に内蔵されたコンデンサー等が発見された事例

No.	発見経緯	写真
<p>1</p> <p>新規</p>	<p>場所：ホテル屋上（居抜き購入） 対象：自動力率改善装置内のコンデンサー</p> <p>キュービクルの点検管理は行われていたが、当該装置は離れた場所に設置されていたため気が付かなかった。装置銘板から1987年製造が確認できたため、低濃度PCB含有の疑いがあるものと判断した。 ※分析はせず低濃度PCBとみなして無害化处理認定施設での処分が完了。</p>	<p>内蔵されていたコンデンサー</p>
<p>2</p> <p>新規</p>	<p>場所：マンション、ホテル 対象：エレベーター制御装置内の低圧コンデンサー</p> <p>エレベーター修繕工事及びメンテナンスを行なう予定のマンション及びホテル等への立入調査にて発見。メーカーへ問い合わせたところ、低濃度PCB含有の疑いがあるとの回答を得た。</p>	<p>内蔵されていたコンデンサー</p>

3. 機器・装置に内蔵されたコンデンサー等が発見された事例

No.	発見経緯	写真
3	<p>場所：事業者場内 対象：グラインダーのモーター付属コンデンサー</p> <p>台座部分にコンデンサーが内蔵されており、銘板情報から低濃度PCB含有を否定できないものであった。</p>	
4	<p>場所：事業者場内 対象：溶接機内の高周波数発生装置用コンデンサー</p> <p>現地調査時に聞き取りにより発見、内部を確認したところコンデンサーが内蔵されており、銘板情報から低濃度PCB含有を否定できないものであった。</p>	
5	<p>場所：事業者場内 対象：高圧電源装置内のコンデンサー</p> <p>対象物を廃棄する為、分解して中身を調べたところ、低濃度PCB含有が疑われる海外製の油入りコンデンサーが内蔵されていた。</p> <p>※分析はせず低濃度PCBとみなして無害化処理認定施設での処分が完了。</p>	

新規

3. 機器・装置に内蔵されたコンデンサー等が発見された事例



No.	発見経緯	写真
6	<p>場所：廃業した歯科医院 対象：レントゲン装置の高電圧発生装置内の絶縁油</p> <p>建築年1974年の廃業した歯科医院でX線装置内を確認したところ低濃度PCB含有が疑われる絶縁油が充填されており、分析の結果、低濃度PCBに該当した。 ※無害化处理認定施設での処分が完了。</p>	
7 新規	<p>場所：旧研究施設 対象：電子顕微鏡に内蔵された油入りボックス</p> <p>残置された電子顕微鏡の構造を確認したところ、内部に油入りの金属容器が設置されていた。メーカーへ確認を行い、内蔵コンデンサの取り外し調査が必要との回答を得たが、その場で分解・取り外しができない構造であったため、機器工事会社に解体作業を依頼し、内部のコンデンサーを確認したところ低濃度PCBの疑いがあることが判明した。 ※無害化处理認定施設で処分予定。</p>	

●留意点●

X線装置や单相モーター等が使用された機器等にはコンデンサーが内蔵されているものがある。

これらの古い機器・装置を発見したら銘板を確認し、PCB含有が疑わしい場合には内蔵されているコンデンサーの銘板も確認しメーカーへ問い合わせ低濃度PCB疑いのものか確認する必要がある。

4. その他の発見事例

No.	発見経緯	写真
1	<p>場所：リサイクルセンター内の金属くず置き場 対象：高圧コンデンサー</p> <p>回収業者が発見。回収業者から県担当者へ連絡があり、現場を確認した。銘板情報が読めたためメーカー問い合わせをしたところ、低濃度PCB含有疑いがあるとの回答を得た。 ※分析はせず低濃度PCBとみなして無害化処理認定施設での処分が完了。</p>	 <p>発見された高圧コンデンサー</p>
2 新規	<p>場所：工業高校の実験室 対象：廃油</p> <p>電気機器の掘り起こし調査を実施していたところ「絶縁油」と記載された一斗缶が数本発見された。内部の油（由来不明）の分析の結果、低濃度PCBに該当した。 ※無害化処理認定施設での処分が完了。</p>	 <p>発見された絶縁油入りの一斗缶</p>

●留意点●

施設によっては、電気機器の入れ替え用の絶縁油を単独で保管しているケースがある。PCBの掘り起こし調査では電気機器だけでなく室内全体の確認を行うことが必要である。